

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	第一線で踏ん張る 全職員が実感できる賃金改善を！安心して働ける職場環境へ！県民の理解は得られる！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2024県人勧闘争③ 明日、ヤマ場交渉日

10.2 人事委員会事務局長交渉

賃金改善 初任者から高齢層まで全体引上げを 通勤手当 新幹線、交通用具ともに自己負担解消を

岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤工 岩教組委員長）は、県人事委員会勧告に向けて、月例給・一時金の全世代にわたる引上げ、通勤手当をはじめ自己負担解消に向けた諸手当改善、休暇制度の拡充、長時間労働是正策、ハラスメント対策等、要求事項への前進回答に向けて、10月2日（水）にヤマ場となる人事委員会事務局長交渉を行う。

交渉の冒頭では、全職場で取り組んだ「人事委員長あて大型ハガキ署名」を手渡し、職場の切実な声を届け、職場実態を訴える。

《 人事委員会事務局長交渉のポイント 》

要求課題	現状・交渉経過	地公共闘の要求
月例給・一時金の改善	【国人勧】 月例給：若年層に重点を置き、全職員を引上げ改定 一時金：0.1月引上げ （期末・勤勉各0.05月） 【人事委員会9/24回答】 民間給与実態調査の感触として、プラス較差ではないか。	・本県は東北他県と比べて初任給格付が相対的に劣るため、人材確保が不利。若年層の生活安定を図る必要もある。改善は喫緊の課題。 ・高齢層の賃上げは、現に高齢の職員のためだけではなく、これから入職する職員の将来見通しの観点からも必要。55歳昇給抑制は見直すべき。
諸手当改善（通勤手当）	【国人勧】 支給限度額を月15万円に引上げ。この範囲で特急料金全額支給。 【人事委員会9/24回答】 本県でも新幹線通勤が多い。民間、他県の状況を踏まえ検討。 高速道路料金、駐車料等は、職員の利用実態、他県状況等を注視。	・長距離通勤の自己負担解消は長年の課題。早急に改善すべき。 ・本県の通勤実態から、高速道路料金、パーク&ライド駐車料支給も改善すべき。 ・交通用具以外の通勤手段を事実上選べない職場もある。ガソリン価格高止まりへの対応も必要。

要求課題	現状・交渉経過	地公共闘の要求
諸手当改善 (単身赴任手当)	<p>【国人勸】 採用時から支給可能とする。</p> <p>【本県の現状】 本県独自で採用時からの別居による単身赴任等も支給対象。</p> <p>【人事委員会9/24回答】 単身赴任に至った事情を考慮し、必要に応じ個別判断。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 採用前から別居していた事例、採用後に在職途中で結婚して最初から別居していた事例、転居元が県内のどの公所からも60km超の事例等、単身赴任状態にありながら手当の対象外となる事例がある。改善すべき。
諸手当改善 (寒冷地手当)	<p>【国人勸】 2024年度に遡及し、約11.3%引上げ。2025年度から支給地域改定。(本県は大船渡市が追加)</p> <p>【人事委員会9/24回答】 国に準じ、新たな気象データを分析。他県の情報も収集している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 冬季の生活に費用を要する本県の生活実態から、燃料費高騰も踏まえ、増額及び支給地域拡大が必要。全県を支給対象とすべき。
諸手当改善 (扶養手当)	<p>【国人勸】 配偶者の手当を段階的に廃止。子の手当を段階的に増額。</p> <p>【人事委員会9/24回答】 本県民間事業所の状況や職員の実態を踏まえ検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の手当の廃止は実質的に生活給の切下げ。広域異動を避けられない本県の生活実態を踏まえ、存続すべき。 子の手当は、経費の実態や少子化対策の観点から増額すべき。
60歳超の常勤職員、再任用職員の処遇均衡	<p>【現状】 60歳以下の常勤職員との業務の量及び質の差が事実上ないにも関わらず、賃金水準が大幅に低下。モチベーションを維持できない。</p> <p>【人事委員会9/24回答】 国は再任用職員の手当を拡充。高齢層職員の勤務意欲は重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 60歳で退職を選ぶ職員も多い。職場の人員不足の要因にもなっている。月例給、一時金ともにモチベーションを維持できる水準に引き上げるべき。 再任用職員への生活関連手当(特に寒冷地手当)支給はこの間要求し続けてきた。支給すべき。
休暇制度の拡充 (子等の看護休暇)	<p>【国人勸(報告)】 子の看護休暇を行事参加、感染症での学級閉鎖にも利用可能へ。</p> <p>【人事委員会9/24回答】 民間対象の法改正もあり、国の取扱いを踏まえ検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子3人以上の場合等、休暇が不足する場合があります。日数増が必要。 孫、祖父母等、対象親族の拡大が必要。 高齢者の介護施設での面会等、取得要件の拡大が必要。

大型ハガキ “一言要求” から

これが職場の切実な声だ！

- 物価上昇を踏まえ給与の引上げ勧告を・通勤手当の満額支給を (二戸)
- 適正な人員配置と業務縮減を (久慈) ○若手が働きたくなる給与・手当改善を (県庁)
- 専門職種に係る初任給や諸手当等の処遇改善を (胆江)